

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	広野 (下青野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進む中、持続可能な農業を維持していくため、担い手、後継者の確保、育成に加え、農業の効率化、省力化が課題。
現在、耕作放棄地は存在しないが、離農や後継者不足による耕作放棄地の発生・拡大が懸念され、発生防止に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、普通米(コシヒカリ等)と酒米(山田錦等)の水稻栽培を中心とします。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作放棄地にならないよう、農用地の状況、耕作者の状況等の確認を行い、中間管理機構を利用して段階的に集積・集約化に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組むべき農地は、すでに基盤整備事業を完了しているもので、取り組む予定はない。 多面的機能支払交付金事業の資源向上活動等を活用し、水路等の長寿命化に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域内で耕作している担い手への集積を中心とするが、地域内外から、多様な経営体を受け入れ、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市及びJAと連携して取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲の病害虫防除作業は、JAの農業支援サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--